公告 第i225号
令和6年9月19日

公　　告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長　宮内　修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
4K6Z23C02250	4L9Z2AS0002 0001	－	

品名　または　件名
野外通信システム侵入試験役務
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						

納地または工事場所	引渡場所
陸幕	現地
搬入場所	納期または工期
現地	令和8年3月20日（金）

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ（http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/）

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和6年10月18日（金）11時00分　中央会計隊入札室（E－1棟　6F）

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
（1）入札に関する条件
仕様書４．１．１　契約相手方の要件　に示す内容を確認できる書類を令和６年１０月１０日（木）１７時００分までに下記へ提出するものとする。
提出先：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部　　和泉　　（TEL：03-3268-3111内線41469）

（2）　入札の方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）　をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）　契約書作成の要否
ア　契約金額が５０万円以上の場合は請書、１５０万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。
イ　適用する条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「利益制限契約に関する特約条項」
「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」
「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」

「原価監査付契約に関する特約条項」

（４） その他

ア　競争参加資格の年度は令和０４・０５・０６年度とする。

イ　入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

ウ　郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日１７時００分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。

エ　代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。

オ　入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はＦＡＸ可）

カ　郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。

キ　その他の項目については別紙による。

ク　不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第３班　　當銘（とうめ）　　(TEL：03-3268-3111内線47555)
(FAX：03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部　　和泉　　(TEL：03-3268-3111内線41469)

別紙

1　競争に参加する者に必要な事項

(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令１６５号）第７０条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3)　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

(4)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。

(6)　第４号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第３章第１２項第２号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(7)　下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、２次下請負以下も同様とする。

2　入札の無効

(1)　第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。

(2)　入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。

(3)　電報及び電話による入札。

(4)　暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3　違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。

調達要求番号：4L9Z2AS0002

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
野外通信システム侵入試験役務		陸幕指通－Ｃ－Ｚ０００００８２	
		承認	令和　年　月　日
		作成	令和　6年　9月　13日
		変更	令和　年　月　日
		作成部隊等名	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊における野外通信システム侵入試験役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1　侵入試験

専門性と高い技術力をもった攻撃者の視点から，対象となるシステムに非破壊を前提としたあらゆる手段を用いて攻撃が成功しうるかを検証するための模擬攻撃を行うことで，システム監査の一環として現時点でのサイバー攻撃への耐性を評価することをいう。

1.3　引用文書等

1.3.1　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし，契約締結後，当該文書に改正があった場合は，その適用について別途協議するものとする。

a)　**仕様書**

ＣＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＳ－Ｃ６７５８１４　新野外通信システム（広帯域多目的無線機）

b)　**法令等**

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）

［防防調第 4608 号(19.4.27)］

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）

［防経装第 9246 号(21.7.31)］

情報システムにおけるリスク管理枠組み（ＲＭＦ）実施要領等について（通知）

［防整サ第 14551 号（5.7.3）］

1.3.2　関連文書

a)　**法令等**

防衛省の情報保証に関する訓令［防衛省訓令第１６０号（１９．９．２０）］

陸上自衛隊の情報保証に関する達［陸上自衛隊達第６１－８号（１９．１２．１７）

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）［防運情第９２４８号（１９．９．２０）］

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン

1.4 附属書

附属書Ａ　報告調整会議

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

契約相手方は，野外通信システム（以下，“試験対象”という。）の構成品に対しネットワーク，ファームウェア，無線通信の各単体の観点及び全観点からの攻撃手法の調査，検討を行う。また，単体及び全体の観点での侵入試験を実施し，試験結果として発見した脆弱性，攻撃シナリオ及び対策推奨案を官に納品するものとする。

なお，ネットワーク，無線通信の各単体観点からの試験対象に対する侵入試験は，侵入試験実施要領を作成し，納品するとともに，官側に教育を実施する。

2.2　役務内容等

2.2.1　侵入試験実施計画書の作成

契約相手方は，“情報システムにおけるリスク管理枠組み（ＲＭＦ）実施要領等について（通知）”を参考に，本役務に係る実施計画を作成し，侵入試験実施計画書として取り纏めるものとする。

2.2.2　試験及び教育

契約相手方は，次の試験及び教育を実施するものとする。

2.2.2.1 ネットワークの観点からの試験及び教育

a) 机上検討

契約相手方は，試験対象に関する情報を官，製造メーカ，公開情報などから入手，分析し，アタックサーフェイスや侵入手法を机上検討する。

b) 単体侵入試験

契約相手方は，製造メーカとの調整の上，試験対象の資料及び試験対象相当の構成品の一部を製造メーカから借用し，契約相手方の作業場もしくは製造メーカの作業場にて試験環境を構築し，侵入試験実施計画書に基づきネットワークの観点単体での侵入試験を実施するものとする。その際，非破壊を前提とした試験を行うものとする。

c) 単体侵入試験対象

試験対象の構成は官側および製造メーカとの調整による。

d) 侵入試験実施手順に係る教育

契約相手方は，官側と調整の上，ペネトレーションテストに関わる技術事項について教育を実施するものとする。なお，教育期間は4日間を基準とし，細部は官側との調整による。

2.2.2.2 無線通信の観点からの試験及び教育

a) 机上検討

契約相手方は，試験対象に関する情報を官，製造メーカ，公開情報などから入手，分析し，アタックサーフェイスや侵入手法を机上検討する。

b) 単体侵入試験

契約相手方は，製造メーカとの調整の上，試験対象の資料及び試験対象相当の構成品の一部を製造メーカから借用し，契約相手方の作業場もしくは製造メーカの作業場にて試験環境を構築し，侵入試験実施計画書に基づき無線通信の観点単体での侵入試験を実施するものとする。その際，非破壊を前提とした試験を行うものとする。

c). **単体侵入試験対象**

広帯域多目的無線機(携帯Ⅰ型，機上用）を侵入試験の試験対象とする。

d) **単体侵入試験実施手順に係る教育**

契約相手方は，官側と調整の上，ペネトレーションテストに関わる技術事項について教育を実施するものとする。なお，教育期間は３日間を基準とし，細部は官側との調整による。

2.2.2.3 **ファームウェアの観点からの試験**

a) **机上検討**

契約相手方は，試験対象の装備品に関する情報を官，製造メーカ，公開情報などから入手，分析し，アタックサーフェイスや侵入手法を机上検討する。

b) **単体侵入試験**

契約相手方は，製造メーカとの調整の上，試験対象の資料及び試験対象相当の構成品の一部を製造メーカから借用し，契約相手方の作業場もしくは製造メーカの作業場にて試験環境を構築し，侵入試験実施計画書に基づきファームウェアの観点単体での侵入試験を実施するものとする。その際，非破壊を前提とした試験を行うものとする。

c) **単体侵入試験対象**

広帯域多目的無線機(携帯Ⅰ型，機上用)，アクセスノード，野外ルーター，信務処理装置，指揮所情報通信端末を侵入試験の試験対象とする。

2.2.2.4 **フルレイヤーの観点からの試験**

a) **机上検討**

契約相手方は，各観点の試験結果から得られた攻撃手法を分析し，ネットワーク，無線通信，ファームウェアの３つのレイヤー全体での攻撃シナリオを検討するものとする。

b) **全体侵入試験**

契約相手方は，製造メーカとの調整の上，試験対象の資料及び試験対象相当の構成品の一部を製造メーカから借用し，契約相手方の作業場もしくは製造メーカの作業場にて試験環境を構築し，ネットワーク，無線通信，ファームウェアの３つのレイヤー全体での侵入試験を実施するものとする。その際，非破壊を前提とした試験を行うものとする。

c) **全体侵入試験対象**

試験対象の構成は官側および製造メーカとの調整による

2.2.3 **侵入試験実施結果報告書の作成**

契約相手方は，契約相手方フォーマットでの単体，全体侵入試験の報告書を作成する。ネットワークと無線通信の観点単体での侵入試験に関しては，“情報システムにおけるリスク管理枠組み（ＲＭＦ）実施要領等について（通知）”を参考に，報告書を作成し，侵入試験実施結果報告書として取り纏めるものとする。

2.2.4 **侵入試験実施要領書の作成**

契約相手方は，ネットワークと無線通信の観点からの単体侵入試験結果を活用し，侵入試験実施要領書を作成するものとする。なお，実施要領において使用を定めるソフトウェアについては市販または無償のソフトウェアとする。

2.3 **実施期間及び実施日**

2.3.1 **実施期間**

本役務を実施する期間は，契約締結日～令和８年３月２０日とする。

2.3.2　**実施日**

a）**机上検討**

ネットワーク，無線通信，ファームウェアの各観点および全体の観点から机上検討を実施する。契約締結日以降で，令和６年１０月～令和７年４月の実施を基準とし，細部は官側との調整による。

b）**侵入試験**

1）無線通信の観点から単体侵入試験は，令和６年１１月～令和７年１月の実施を基準とし細部は官側との調整による。

2）ネットワーク観点からの単体侵入試験は，令和７年３月～令和７年４月の実施を基準とし，細部は官側との調整による。

3）ファームウェアの観点からの単体侵入試験は，令和６年１１月～令和８年１月の実施を基準とし，細部は官側との調整による。

4）ネットワーク，無線通信，ファームウェアの３つのレイヤーの観点での全体侵入試験は，令和７年５月～令和７年６月の実施を基準とし，細部は官側との調整による。

c）**侵入試験実施手順に係る教育**

ネットワークと無線通信の観点からの侵入試験に関する教育は，令和７年１０月の実施を基準とし，細部は官側との調整による。

2.4　**報告調整会議**

契約の相手方は，本役務に関する報告調整のため，指揮通信システム課が主催する報告調整会議に参加するものとする。

なお，報告調整会議の細部は，**附属書Ａ**による。

2.5　**役務実施場所**

本役務実施場所は，次による。なお，細部は，官側との調整による。

a）官側が許可した契約相手方の事務所，作業場等

b）官側が許可した試験対象の製造メーカの事務所，作業場等

3　**監督・検査**

監督及び検査は，契約担当官等（以下，“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

4　**その他の指示**

4.1　**契約の相手方及び従事者の要件**

4.1.1　**契約相手方の要件**

本役務の履行に当たって，契約相手方は以下の要件を有すること。

a）陸上自衛隊の装備品に係る無線サイバー技術に関する調査研究実績又は陸上自衛隊の装備品に対して，無線通信及びファームウェアの観点からのペネトレーションテストの実施実績を有すること。

b）無線通信，リバースエンジニアリングに関する専門性と通信波の盗聴等が可能な高い技術力を持つセキュリティエンジニアを有していること。

c）日本コンピュータセキュリティインシデント対応チーム協議会の会員であること。

4.1.2 従事者の要件

本役務の履行に当たって，以下の要件を有する者を１名以上含めるものとし，作業従事者名簿に記載の上，提出するものとする。

a) ＯＳＣＰ，ＣＩＳＳＰいずれかの資格又は博士（工学）を有すること。

b) 第一級陸上無線技術士の資格を有すること。

c) 制御システムに対するペネトレーションテストの実施経験があること。

4.1.3 製造メーカとの連携について

契約相手方は，製造メーカより試験対象に関する正確かつ詳細な情報の提供，資料の提供，試験対象装備品と同等品の構成品の一部や付属品の貸し付け，試験に関わる諸準備，環境構築，機材トラブル発生時における人的支援などを迅速かつ円滑に受けられる体制を構築するものとする。

また，製造メーカ側の対応に係る工数を調整の上，応札価格に含めるものとする。

4.2 提出書類等

提出書類等は，**表１**によるものとし，契約相手方は，指揮通信システム課の確認を受けた後，提出するものとする。なお，電子記憶媒体の記憶方式等については，指揮通信システム課との調整による。また，当該電子記憶媒体は，提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表１　提出書類等

番号	提出書類	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	侵入試験実施計画書	電子記憶媒体	１式	指揮通信システム課との調整による。	指揮通信システム課（市ヶ谷）
2	侵入試験実施結果報告書		１式		
3	侵入試験実施要領書		１式		
4	作業従事者名簿		１式	契約締結後，速やかに	

4.3 無償貸付品

無償貸付品は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条５によるものとし，指揮通信システム課が必要と認めたものについて受けることができる。

4.4 秘密保全

秘密保全は，次による。

a) 契約の相手方は，本契約に係る物件，文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは，“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により，その取扱いには万全の注意を払わなければならない。

b) 契約の相手方は，本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに，それらの部外への利用，公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。

4.5 情報の保全

契約の相手方は，本役務の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては，“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”に基づき適切に管理するものとする。なお，保全すべき情報は，**図１**の情報セキュリティ指定書による。

4.6　**貸付品**

契約相手方は，**表２**に示す品目のほか，官側が必要と認めるものについて，官側と調整の上，無償で貸付を受けることができる。また，貸付品を受ける文書は，貸付時の最新版とし，貸付後に文書が更新された場合は，更新版の貸付を受けることができる。

表２　貸付品

番号	品　名	媒体，数量及び単位	秘区分	貸付期限	貸付場所及び返納場所
1	情報システムにおけるリスク管理枠組み（ＲＭＦ）実施要領等について（通知）別添（注意）	電子媒体１部	注意	契約相手方の申請後～令和８年３月２０日	官側の指示による。

4.7　**官側の支援**

契約の相手方は，本役務の履行に当たり，官側が認める場合，次の事項について所要の支援を受けることができる。

a)　官側の保有するデータ，資料等の閲覧に関する事項

b)　官側の保有する施設，設備，機器，電力，用水等の使用及び操作に関する事項

c)　その他契約履行に官側が必要と認めた事項

4.8　**著作権その他の権利**

著作権その他の権利は，次による。

a)　契約の相手方は，本役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。

b)　納入品が第三者の権利を侵害しているとして，官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには，契約の相手方が自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い，弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任はすべて契約の相手方が負担するものとする。

c)　本役務の履行によって創作された納入品となる著作物において著作権などが発生する場合，その権利は官側のものとする。ただし，契約の相手方が本役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については，この限りではない。

4.9　**不具合などの処理**

この役務の履行に当たり，不具合などが発生した場合は，速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.10　**仕様書に関する疑義**

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

附属書A
（規定）
報告調整会議

A.1 適用範囲

この附属書は，本役務に関する契約において，官側が実施する報告調整会議（以下，“会議”という。）について規定する。

A.2 目的

会議の目的は，契約の相手方が仕様書に定めるところによって実施する報告に必要な細部事項などを調整するものである。

A.3 会議の構成及び所掌事項

A.3.1 会議の構成

会議の構成は，議長，議長補佐及び調整委員をもって次のとおり構成する。

a) 議長は，陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班長とする。

b) 議長補佐は，陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班長の指名する者とする。

c) 調整委員は，次による。

1) 官側

官側は，次による。

1.1) 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班長の指名する者

1.2) その他，議長が指名した者

2) 契約の相手方

官側との調整によって契約の相手方が定めるところによる。

A.3.2 所掌事項

所掌事項は，次による。

a) 議長は，会議を統括する。

b) 議長補佐は，議長を補佐し，会議の実施を担当する。

c) 調整委員は，会議に参加し，所要事項の調整を実施する。

A.4 調整項目等

調整項目，実施時期及び実施場所は，表A.1を基準とし，必要な事項がある場合は，調達要領指定書に指定する。また，会議で用いる資料は，議長の指示に基づき契約の相手方が作成するものとし，提出は電子記憶媒体による。当該電子記憶媒体の種類及び記憶方式については，官側との調整によるものとし，当該電子記憶媒体は，提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し，ウイルスの混入がないものとする。

なお，会議議事録は，契約の相手方が作成し，会議終了後，速やかに議長宛に1部提出するものとし，会議議事録には，会議において官側が提出書類などを確認できたことを記載する。

表A.1－調整項目等

番号	調整項目	実施時期	実施場所
1	侵入試験実施計画書に関する事項	官側との調整による。	官側が指定した自衛隊施設等とし，細部は官側との調整による。
2	侵入試験実施結果に関する事項		
3	その他，官側が必要と認めた事項		
注記	番号3で，その他，官側が必要と認めた事項がある場合は，契約の相手方に通知した後，会議を実施するものとする。		

情報セキュリティ指定書	発　簡　番　号	陸幕指通－Ｃ－Ｚ０００００８２
	調達要求番号	４Ｌ９Ｚ２ＡＳ０００２
	調達要求年月日	令和６年９月１８日
	作　成　部　課	陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課
	作成年月日	令和６年９月１３日
品　　名	野外通信システム侵入試験役務	
仕様書番号	陸幕指通－Ｃ－Ｚ０００００８２	

１　保護すべき情報の管理

契約の相手方は，この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては，装品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第１３７号。（令和４年３月３１日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき，適切に管理するものとする。

２　保護すべき情報として指定された情報

システム装備品等の脆弱性に関する情報
情報システムにおけるリスク管理枠組み（ＲＭＦ）実施要領等について（通知）別添（注意）

３　特記事項

な　し

図１－情報セキュリティ指定書

入　札　書

調達要求番号	4L9Z2AS0002	契約実施計画番号	4K6Z23C02250

金額 ￥　　(税抜)

品　名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
野外通信システム侵入試験役務	仕様書のとおり	1	ST		

納入(履行)場所	陸幕	納入期限(工期)	令和8年3月20日
入札(契約)保証金	免　除	入札(見積)書有効期限	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6 年 10 月 18 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮 内 修 嗣　　殿

住　所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

委 任 状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長　宮内　修嗣 殿

住　　所：
会 社 名：
代表者名：
担当者名：
連 絡 先：

令和６年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

１　入札書提出の件
２　見積書提出の件
３　その他上記委任事項に関する一切の件

令和　　年　　月　　日

委 任 者

受 任 者